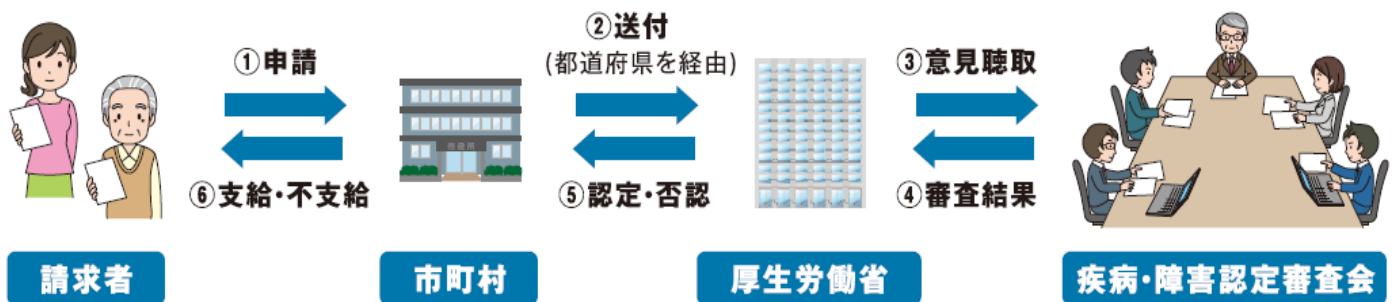


## 予防接種健康被害制度について

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要な手続き等については、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。）



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

## 給付の種類

給付の種類	内容
医療費及び医療手当 (医療手当のみの請求も可)	予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用及びその入通院等に必要の諸経費を支給（入院の要すると認められる場合に必要程度の医療に限る）
障害年金	予防接種よけたことにより政令別表第2に定める程度の障害の状態にある18歳以上の者に支給（3級はなし）
遺族年金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合にその遺族に支給
遺族一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者または同一生計の遺族に支給
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の総裁を行う者に支給

## ※請求期限

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から5年

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年

遺族年金、遺族一時金、葬祭費：死亡の時から5年、正医療費、医療手当または障害年金の支給があった

## 申請方法

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類は種類や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。